

中小企業再生支援セミナー

平成25年7月29日

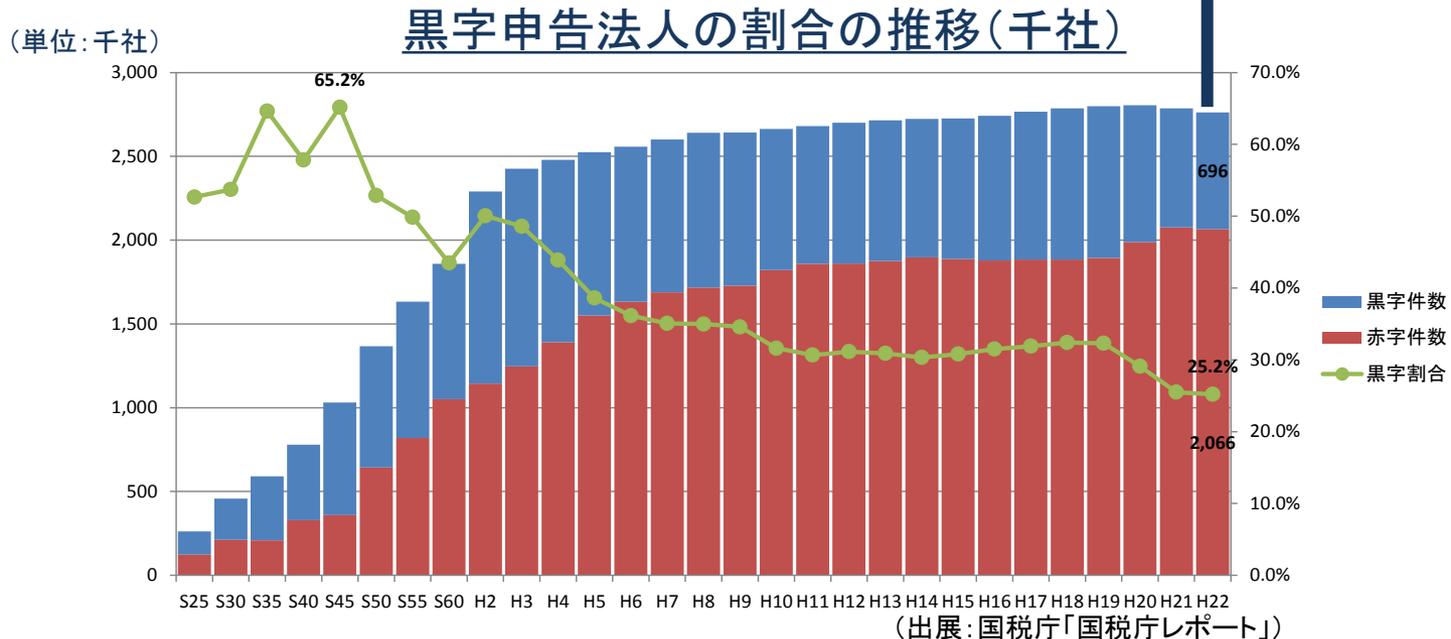
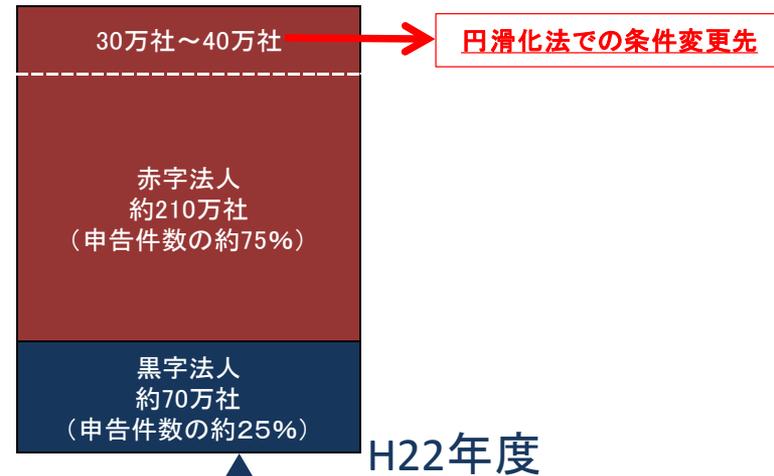
大分県商工労働部経営金融支援室
大分県中小企業再生支援協議会
中小企業再生支援全国本部
(パート I)

<内 容>

1. 赤字法人数の推移と円滑化法条件変更先数
2. 金融機関の業態別債務者区分
3. 中小企業再生支援協議会制度について(協議会の立ち位置)
4. 金融機関にとっての協議会利用のメリット
5. 協議会新スキームについて(手続フロー)
6. 企業のライフステージと協議会を活用したソリューション提供
7. 暫定リスケとは
8. 金融円滑化法の「光」と「影」
9. 経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援(経営改善支援センター事業)
10. 中小企業再生支援協議会事業の変遷

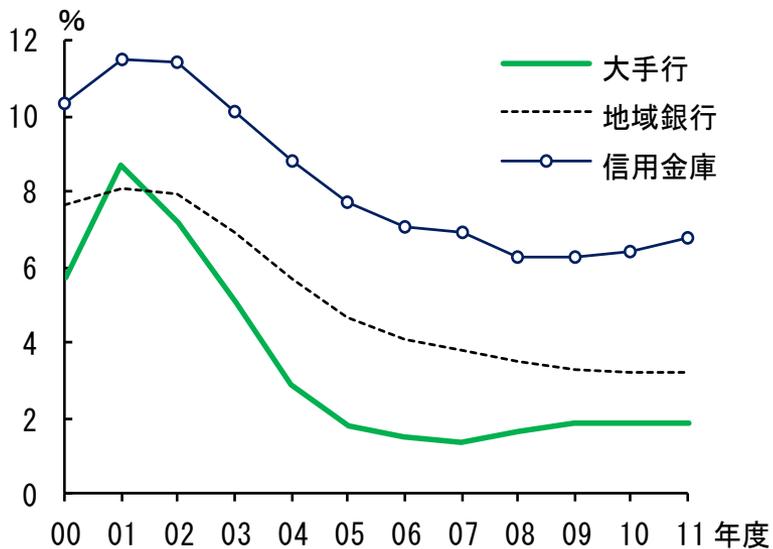
1. 赤字法人数の推移と円滑化法条件変更先数

★法人税申告件数のうち約25%の70万社のみが黒字法人。(※ピークはS45の65%)
 ★同赤字法人は約210万社だが、円滑化法での条件変更先はこのうち30~40万社のみ。

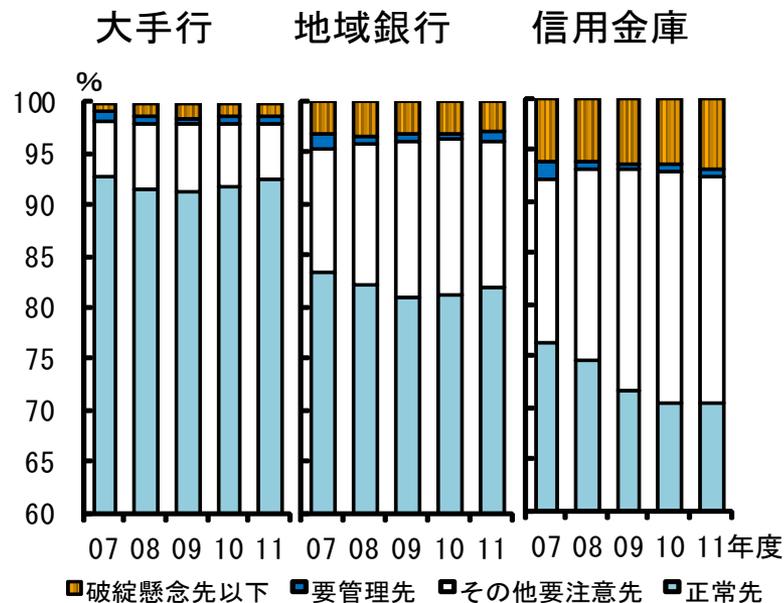


2. 金融機関の業態別債務者区分

不良債権比率

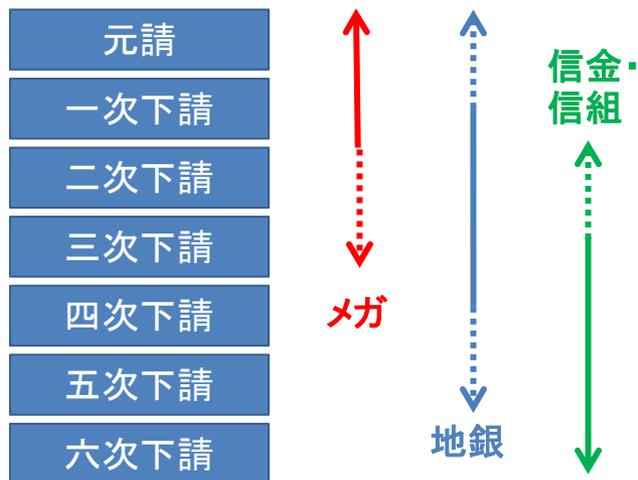


債務者区分別の貸出構成



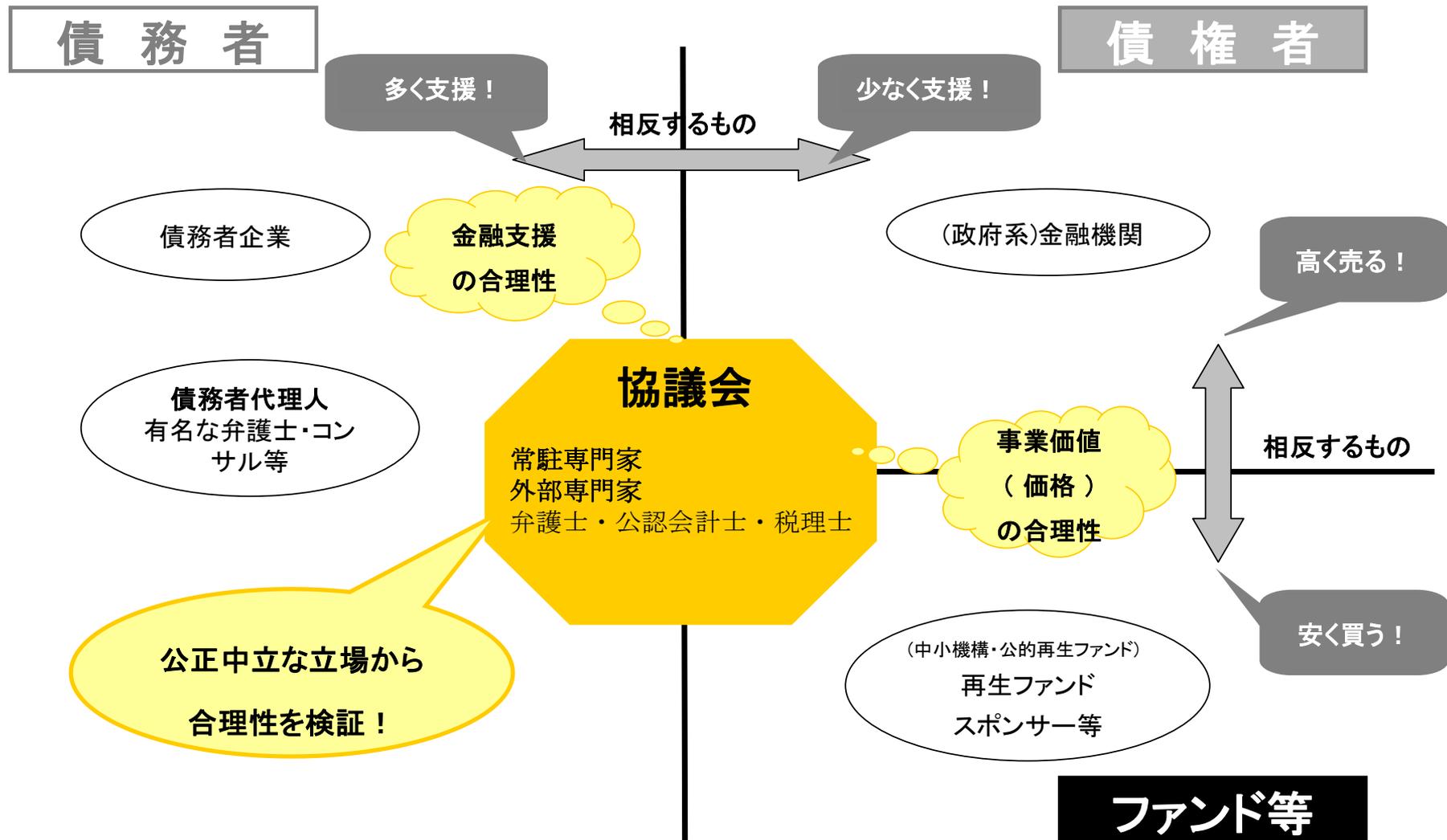
(資料: 日本銀行)

業態別主要マーケットイメージ



金融機関も業態・規模によって貸出先構成、(同一先であっても)債務者区分が異なるのが現実(大手行と信金では1~2ランクは違う)

3. 中小企業再生支援協議会制度について(協議会の立ち位置)



4. 金融機関にとっての協議会利用のメリット

中立的な第三者が、計画の妥当性、実行可能性を調査。
 ⇒他行への説得力強化
 ⇒(特に1行先において)優越的地位の乱用にあたらぬ等の確認

中立的な立場で衡平な金融調整の実施

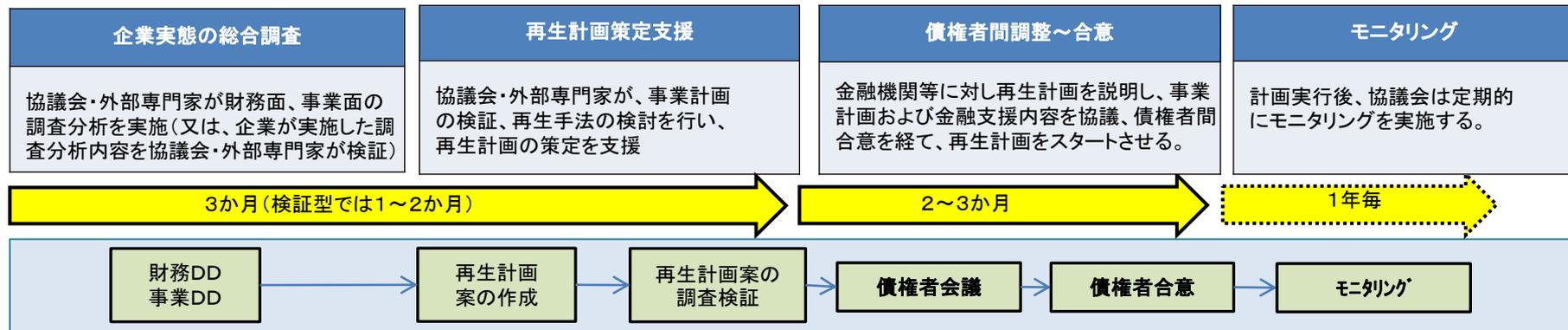
プレイヤー \ 役割	会社財務・事業調査(DD)	計画案策定	調査報告書作成	金融調整	備考
債務者	○	○			
債務者のアドバイザー	(△)	(△)			導入すれば可能
メイン金融機関	○	○			
協議会	△	△	○	○	調査・計画策定への協力は可能
協議会外部専門家	(△)	(△)	(△)		個別支援チームに含めれば可能

(債権放棄等をともなう案件の場合には特に)協議会外部専門家を入れることは可能。
 ⇒金融支援の合理性等への説得力が高まる

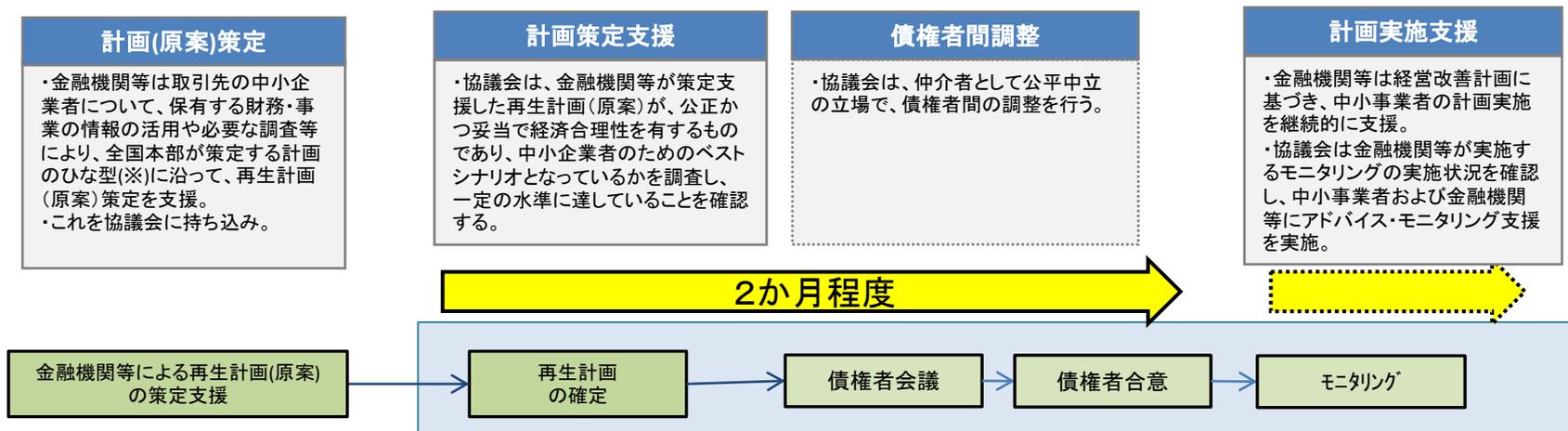
5. 協議会新スキームについて（手続きフロー）

24/4「政策パッケージ」⇒金融機関の主体的関与やDD省略等により迅速かつ簡易に・・・。

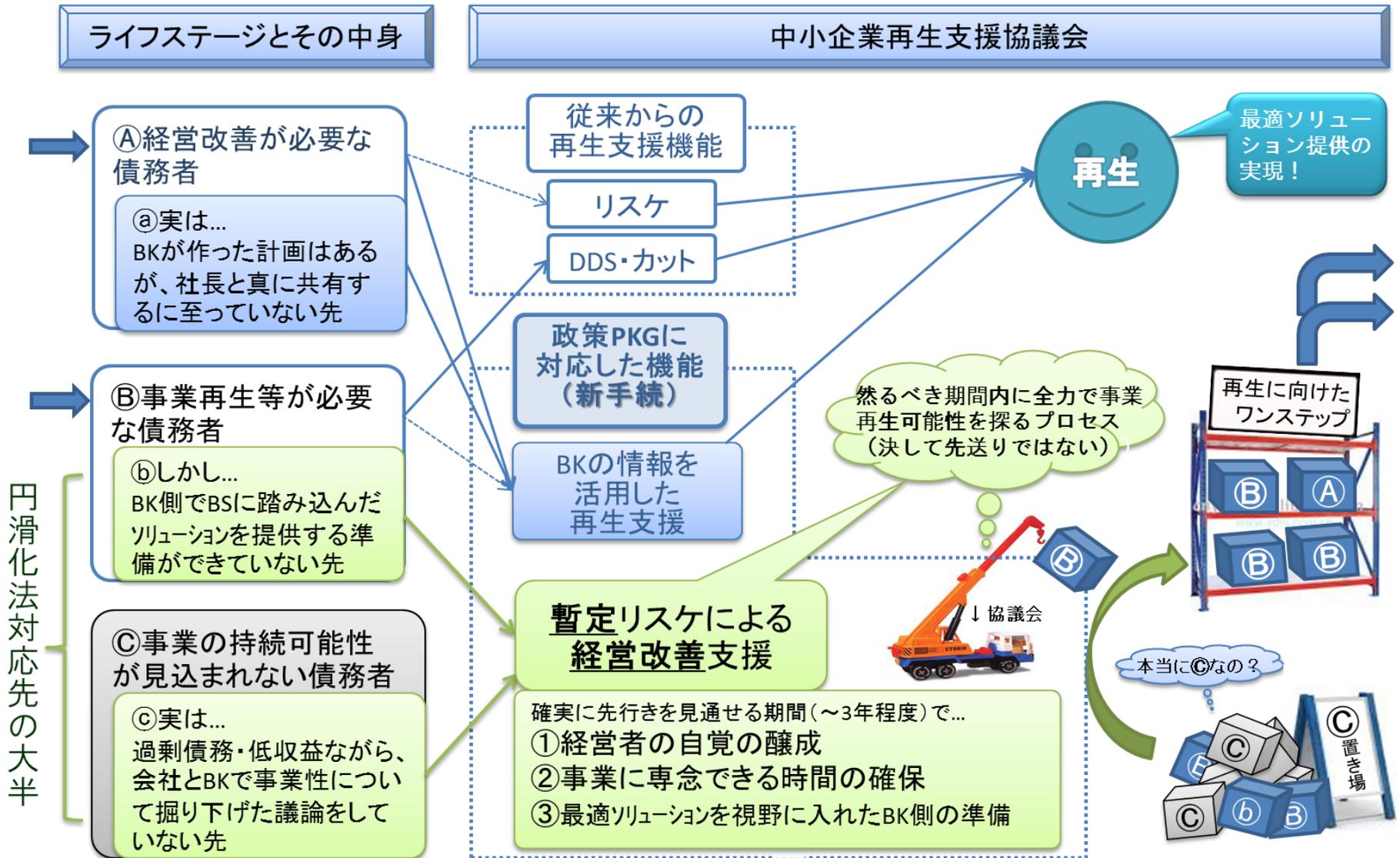
従来からの再生計画策定支援スキーム（従来手続）



新たな再生計画策定支援スキーム（新し手続）



6. 企業のライフステージと協議会を活用したソリューション提供



実現性の高い「再生計画」が立てられない先

★ 不確定要素が大きく、「再生計画」が立てられない

- ✓ 【外部要因】 ~外部環境が急変
例: 主力取引先の海外移転による売上急減。代替販売先を開拓中
- ✓ 【内部要因】 ~企業実態を企業・金融機関とも把握していない
例: 管理会計導入未済により、実態が把握できていない

★ 金融機関が引当不足から抜本的な金融支援を取れず「再生計画」が立てられない

- ✓ 合実計画(10年以内の実質債務超過解消)に拘れば、絵に描いた餅の計画となる
- ✓ 実現可能な計画を立てれば合実計画とならない

★ 不確定要素の極小化

- ✓ 外部環境の推移と企業の対応状況の見極め
- ✓ 企業実態把握の上、具体的な「対策」を立案・実行

★ 抜本策に対応するための準備

- ✓ 引当等の対応

「暫定リスケ」=一定期間返済条件等を維持緩和する

8. 金融円滑化法の「光」と「影」

金融円滑化法の「光」

- ✓ 資金繰り確保による倒産件数の減少

金融円滑化法の「影」

【結果】

1. 経営者の危機感がなくなり、その場しのぎの対応(=モラルハザード)
2. 安易な実抜(合実)計画の横行
3. 約80%が計画未達により再リスクとなっている=金融機関・企業双方にとっての問題の「先送り」

【原因1】金融機関側の甘え

- ①対象企業が多く時間的余裕がないため、金融機関が安易に計画を策定
- ②コンサルティング機能の欠如
- ③安易な「実抜(合実)計画」により債務者区分維持

【原因2】経営者の甘え

- ①銀行にお願いすればすぐ返済を止めてくれる
- ②再生計画は銀行が作ってくれる

「暫定リスク」の狙い、必要性

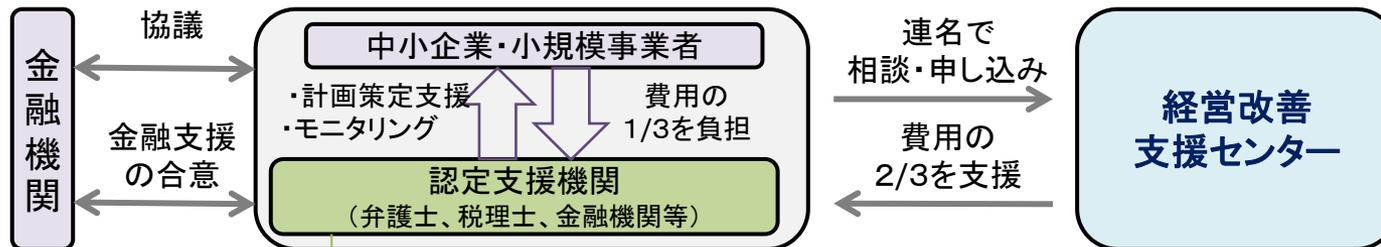
- ① 経営者の自覚を促し、その計画に責任を持たせる(協議会による関与。取引金融機関すべての参加等による)
- ② 期限を区切り、本格的再生に取り組むべく金融機関自身を律する

9. 経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援(経営改善支援センター事業)

- 金融支援等を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家(認定支援機関)の助けを得て実施する経営改善計画の策定。
- 具体的には、約2万社を対象として、認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス費用(資産査定)フォローアップ費用につき、総額300万円を上限として、その2/3を支援する(平成24年度補正予算405億円)。
- 平成25年7月10日現在、13,459の機関が経営革新等支援機関として認定されている。

経営改善計画策定支援事業の概要

条件変更や新規融資などの金融支援が必要な中小企業・小規模事業者のみならず、国の認定を受けた外部専門家(認定支援機関)の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定支援に要する費用について、**総額の2/3(上限200万円)まで負担**します。

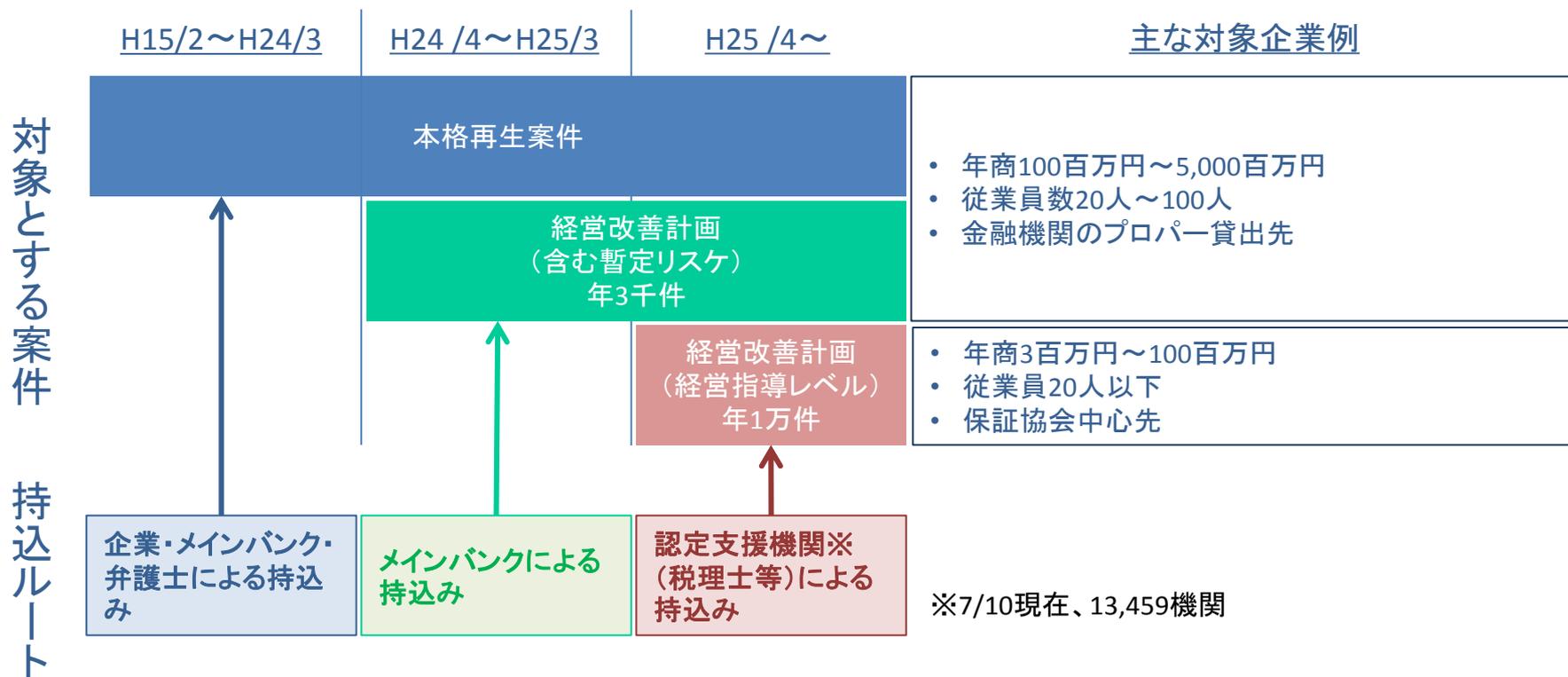


認定支援機関の役割

- 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関です。
- 主な認定支援機関は、国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

- ☑ 専門家が経営改善計画の策定を支援します!
- ☑ 金融機関調整を支援します!
- ☑ 計画策定後は定期的にフォローアップします!

10. 中小企業再生支援協議会事業の変遷



(注)再生計画とは、原則「合実計画(=実抜計画)」(数値基準を満たす計画)。経営改善計画とは、事業改善は図られるが、合実計画とはならない計画(本格再生に向けた、予備的計画、準備的計画)